

中・東欧編

(ギリシャ、ポーランド、チェコ、クロアチア、
スロベニア、ハンガリー、オーストリア、スロバキア、
ルーマニア、キプロス、ブルガリア)

2.14 ギリシャ

2.14.1 概要

人口は 1,072 万人（2019 年）、面積は 131,957 平方キロメートルで日本の約 3 分の 1 である¹⁵⁸。

比較的貧弱な土壌や少量の降水量であるがゆえに耕作可能な土地は国土の 3 分の 1 以下で、残りは放牧地、森林である。大規模な栽培は、北部のテッサリア、マケドニア、トラキアの平野部のみ可能である。谷間部にはテラロッサと呼ばれる石灰岩由来の粘土質の肥沃な土壌があり、農業に適している。主要農産物は、とうもろこし、小麦、大麦、てん菜、桃、トマト、綿花、たばこ等である。なお、ギリシャは EU で唯一の綿花生産国である¹⁵⁹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 6.6ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.7%（日本は 1.1%）である¹⁶⁰。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ギリシャ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,181	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	81	3.7	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からギリシャへの輸出額が 70 万 US ドルであるのに対し、ギリシャから日本への輸入額は約 4 億 5,700 万 US ドルである（2019 年）。ギリシャから日本への貿易輸入額の 85% 以上が農林水産物であるのは特筆すべきである。日本の輸出上位品目は海藻等、牛肉、発酵酒（ワイン除く）であり、ギリシャからの輸入上位品目は製造たばこ、調製果実、オリーブ油である。

¹⁵⁸ 外務省「ギリシャ共和国（Hellenic Republic）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/greece/data.html>

¹⁵⁹ Britannica「Greece」 <https://www.britannica.com/place/Greece>

¹⁶⁰ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Greece」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-el_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ギリシャ)	輸入 (ギリシャ→日本)	日本の収支
総額	569	535	34
農林水産物	0.7	457	▲456
農林水産物のシェア	0.1	85.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ギリシャ（単位：万 US ドル%） 輸入：ギリシャ→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
海藻等	57	75.5	製造たばこ	43,023	94.2
牛肉	5	6.4	調製果実	759	1.7
発酵酒（ワイン除く）	4	4.9	オリーブ油	427	0.9
ソース混合調味料	3	3.4	たばこ	292	0.6
その他の植物性油脂	2	2.5	その他の採油用の種等	244	0.5
総額	75	100.0	総額	45,676	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ギリシャ語でΠροστατευόμενη ονομασία προέλευσης（ΠΟΠ）、地理的表示保護（PGI）はΠροστατευόμενη γεωγραφική ένδειξη（ΠΓΕ）と表記される。ギリシャの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 79 件、PGI 34 件、合計 113 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、ポルトガルに次ぐ第 5 位である。品目別にみると、果物・野菜・穀類、油脂は PDO、PGI 共に多く、チーズは PDO が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	2	-
Class 1.3. チーズ	22	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	2	-
Class 1.5. 油脂	20	12
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	28	19
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 1.8. その他（スパイス等）	1	-
Class 2.3. パン、菓子類	-	2
Class 2.7. 天然ゴム・樹脂	2	-
Class 2.10. (植物性)精油	1	-
総数	79	34

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.14.2 GI 監視スキーム

ギリシャでは農村開発食料省（MRDF）が GI に関する政策を所掌する。省内で担当が分かれており、農産物・食品は品質制度・有機生産・地理的表示局、ワイン・スピリッツは食品植物生産加工・標準化・品質管理局が担当する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農村開発食料省 (Υπουργείο Αγροτικής Ανάπτυξης και Τροφίμων : MRDF) 品質制度・有機生産・地理的表示局 (Directorate of Quality Systems, Organic Production and Geographical Indications : DQSOPGI)	2 Acharnon, Athens, 10176	Tel. +30 210212-4000 Email: info@minagric.gr Website: http://www.minagric.gr/index.php/en
同 食品植物生産加工・標準化・品質管理局 (Directorate for Processing, Standardisation and Quality Control of Food and Plant Production)	同上	同上

EUIPO (2017)¹⁶¹

GI の農産物・食品の監視は、MRDF より農業組織 ELGO-DIMITRA に委任されている。ELGO-DIMITRA は MRDF の監督下にある公益法人であり、農産物の検査や認証業務に携わっている。地方自治体の農村経済・家畜局（Directorate of Rural Economy and Veterinary Service of Regional Unit : DREV）と協力して、農産物・食品 GI に関する事業者の認証や市場監視、不正に関する MRDF への報告等を行う。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
ギリシャ農業団体 ELGO-DIMITRA (Ελληνικός Γεωργικός Οργανισμός ΕΛΓΟ/ ΔΗΜΗΤΡΑ)	1, Patission and Androu 11257, Athens	Tel. +30 210823-1277 Email: mdir@otenet.gr; agrocet@otenet.gr Website: www.elgo.gr

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁶²

なお、ワインの市場監視は DREV が担当しており、ギリシャ全土に 70 か所の窓口がある¹⁶³。

¹⁶¹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁶² https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁶³ https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/Observatory/documents/reports/Enforcement_of_GIs/EUIPO_GIs_Guide_ANNEX%20III.pdf

ELGO-DIMITRA は、小売店舗や卸事業者を対象として全土で監視活動を行う。監視活動は、事業規模、地域人口、過去の違反歴、国内経済や輸出における商品の重要性、侵害の疑いの申し立て等の要素を考慮して計画される。申し立ては一般の消費者や EU 加盟国の当局、加盟国以外の当局からも受け付けており、国内外の産品を対象として取り締まりを行っている。

2.14.3 GI 侵害の事例

ギリシャでは、他国の GI 産品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、特産品の Feta チーズは、PDO としての登録を巡って長い間争われた。現在もデンマーク産の Feta チーズが EU 外に輸出されているとして、欧州委員会がデンマーク政府を GI 監視義務違反で欧州司法裁判所に提訴し、係争中である（EU、デンマークの章参照）。



Feta チーズ（PDO）：左、上
クレタ島のオリーブオイル（PGI）：下



マケドニア、テッサリアの MANOURI チーズ（PDO）：左

2.14.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、ELCO-DIMITRA に通報することができる。ELGO-DIMITRA は調査を行い、結果を MRDF の違反審査委員会に報告する。ELCO-DIMITRA は毎年 20～30 件程度の申し立てがある。

MRDF には不正や侵害の審判を行う 2 つの委員会（一審と二審）があり、4 人の委員（ELGO-DEMETER から 1 人）で構成されている。委員会は関連データを審査して措置を決定し、MRDF 大臣が承認する。二審の決定は大臣の承認後に最終決定となる。

食品詐欺への制裁は、犯罪の重大性に応じて行政措置または刑事罰の 2 つに分類される。行政措置として、認証の取消、製品の市場からの撤退、罰金等がある。食品安全管理のための情報提供を拒否したり、不完全な情報を提供したりした場合、3 か月の禁固刑となる。

また、知的財産権の民事執行法（Law No 3966/2011）により、損害賠償等の請求が可能である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ギリシャにおける GI 侵害の窓口は、ELGO-DIMITRA。

Tel. +30 210823-1277

Email: mdir@otenet.gr; agrocert@otenet.gr

連絡方法

違反通報専用の窓口は記載されていないが、ELGO-DIMITRA のウェブサイトからメッセージを送ることが可能。

https://www.elgo.gr/index.php?option=com_contact&view=contact&id=1&Itemid=1326

保護のしくみ

ELGO-DIMITRA は通報を受けて、DREVs と協力して調査を実施。MRDF の委員会へ報告し、委員会にて行政措置を決定。

2.14.5 関連法令

ギリシャの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書¹⁶⁴に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- Law No 4235/2014（EU および食品、飼料および動物の健康および福祉分野に関する国の法律の実施に関する行政措置、手続きおよび罰則に関する法律）
- Joint Ministerial Decree No 261611/2007

民事手続きを規定する法律

- Law No 3966/2011（知的財産権の民事執行法）
- Law No 146/1914（不正競争防止法）

刑事手続きを規定する法律

- Law No 4235/2014（※27 条に刑事手続きを規定）

2.14.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

国内の品質認証制度としては、ギリシャ国産の物品とサービスの普及推進を目的としたギリシャマーク制度が存在する¹⁶⁵。農産物については、生産、育成、収穫がギリシャ国内で行われること、加工品については原材料が国産であることが条件とされ、工業製品においてはギリシャ国内における生産コストの割合で決定される。経済開発観光省の貿易消費者保護総局が管轄する制度であるが、農産物の認証は ELGI-DIMITRA が管理しており、牛乳・酪農製品、オリーブ・ヴァージンオリーブオイルが対象となっている。EU の PDO・PGI 登録品にギリシャマークを付けることも可能である。

¹⁶⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁶⁵ <http://www.greekmark.gov.gr/>